

平成 30 年度 募集要項 1 号認定（幼稚園枠）

<入園選考日程等について>

●募集人員 1 号認定（幼稚園枠）

- めぐみ幼保連携型認定こども園
3～5 歳児（平成 24 年 4 月 2 日生～平成 27 年 4 月 1 日生） 3 名
- めぐみ第二幼保連携型認定こども園
3～5 歳児（平成 24 年 4 月 2 日生～平成 27 年 4 月 1 日生） 2 名

●入園の流れ

見学	随時受付しております。園までお問合せ下さい。 ※要電話予約 Tel：086-942-5263 めぐみ幼保連携型認定こども園
入園選考	平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 1 月 12 日（土）に随時行います。 選考内容：入園希望者全員に対し、発育の状況や生活習慣などを見せていただくための面接を致します ※この面接及び保護者面談、園児の構成などを勘案し園長が選考致します。
願書配布	平成 29 年 12 月 12 日（火） 10 時より
申込受付	平成 30 年 1 月 15 日（月）～17 日（水）
合格発表	随時郵便にて通知致します。
入園	平成 30 年 4 月 1 日

<教育・保育概要>

- 教育時間 めぐみ幼保連携型認定こども園：月～金曜日 午前 9 時～午後 1 時
めぐみ第二幼保連携型認定こども園：月～金曜日 午前 11 時～午後 3 時
※土曜・日曜に開催する行事に限っては登園をお願い致します。

めぐみ 幼保連携型認定こども園	預かり保育① 7：00～8：59	教育時間 9：00～13：00	預かり保育② 13：01～18：00
めぐみ第二 幼保連携型認定こども園	預かり保育① 7：00～10：59	教育時間 11：00～15：00	預かり保育② 15：01～19：00

- 休日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

●教育・保育料（利用者負担額）：月額

利用者負担額は、所得に応じた金額となります（教育標準時間分）

階層・区分	世帯の状況	利用負担額（月極）
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税・市民税所得非課税	3000円
C1	市民税所得割課税額～77,100円以下	6300円
C2	市民税所得割課税額～211,200円以下	7,300円
C3	市民税所得割課税額～211201円以上	8,300円

●その他の諸経費（実費徴収分等）

- ・給食費 めぐみ幼保連携型認定こども園 月額 5,500円
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 月額 11,000円
- ・スポーツ振興センター災害共済金 年間 200円
- ・制服・保育用品等
- ・その他、遠足等の実費がその都度発生致します。

※入園金・保護者会費等はありません。

- 預かり保育料 めぐみ幼保連携型認定こども園 月額 5,000円
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 月額 5,000円

子ども・子育て支援新制度「幼保連携型認定こども園」とは・・・

●特徴●

- ① 幼稚園と保育園、両方の良い所を合わせ持った施設です。
- ② 質の高い教育・保育を提供します。
- ③ 保護者の就労に関係なく利用できるため、保護者がお仕事を離れるなど、就労状況が変わった場合も通い慣れた園を継続して利用できます。

●認定区分●

平成 27 年 4 月から始まりました「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、施設型給付の幼稚園、保育園や認定こども園の利用手続きが変わりました。幼稚園、保育園、認定こども園を利用するには、岡山市で保育認定を受ける必要があります、認定には下記のとおり 3 つの区分があります。

但し 1 号認定（幼稚園）については、直接当園に入園申込みをされた後、園を通じて利用のための申請を各市に行い、園を通じて各市から認定書（1 号認定）が交付され、当園との利用契約が完了します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1 号認定 （教育標準時間認定）	満 3 歳以上の小学校就学前の子ども（2 号認定を除く）で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2 号認定 （満 3 歳以上保育標準時間認定・保育短時間認定）	満 3 歳以上の、小学校就学前の子どもで、保育の必要な事由（保護者の就労や疫病等）に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3 号認定 （満 3 歳未満保育標準時間認定・保育短時間認定）	満 3 歳未満の子どもで、保育の必要な事由（保護者の就労や疫病等）に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園 地域型保育

※今回、1 号認定で入園申込みした後に、各市町村で 2 号保育認定を受けて、保育標準時または保育短時間利用に切り替えることも可能です

●認定こども園の内容●

	認定こども園（幼稚園部分）/1 号認定	認定こども園（保育園部分）/2・3 号認定
契約	各認定こども園と直接契約	各認定こども園と直接契約
認定証	1 号認定証（教育標準時間認定）	2 号認定証（満 3 歳以上保育認定） 3 号認定証（満 3 歳未満保育認定）
保育料 （利用者負担額）	保護者の所得に応じた支払いが基本となり、その額は岡山市が決定します。	保護者の所得に応じた支払いが基本となり、その額は岡山市が決定します。